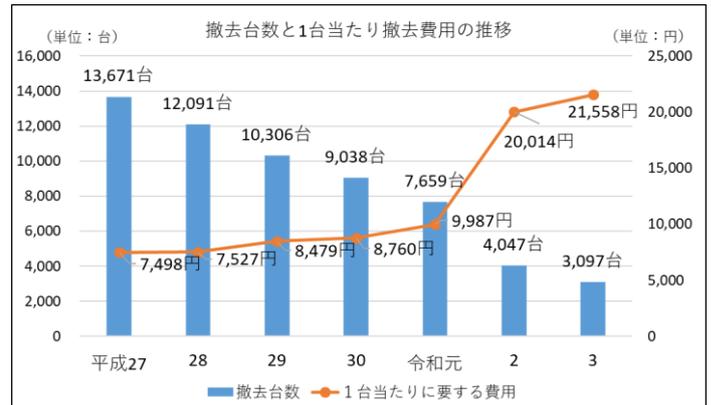


さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について

1. 返還手数料見直しの背景

- ・ 放置自転車対策の強化及び有料自転車駐車場の整備等により、放置自転車の撤去台数は年々減少している。
- ・ 放置自転車対策事業における歳出削減に取り組んでいるものの、撤去自転車 1 台当たりの費用は上昇し、事業費における行政負担の割合も今後増加が見込まれる。
- ・ 平成 13 年の条例制定以来返還手数料が据え置きのみであり、他都市よりも安価であることから、返還手数料の増額により全体の事業費を圧縮する必要性が生じている。
- ・ 「自転車のまちさいたま」を掲げる本市としては、返還手数料を増額改定することにより、放置自転車の抑制の強化を図ることが必要である。



※1台当たりの撤去費用＝（撤去・返還業務費の合計額）÷撤去台数により算出

2. 返還手数料の現状

本市の返還手数料は指定都市、本市周辺市と比較しても安価であり、自転車の手数料は最も安く、原動機付自転車の手数は2番目に安くなっている。

	自転車	原動機付自転車
さいたま市	1,000	2,000
指定都市平均	2,258	3,770
本市周辺市平均	2,200	3,411

※令和4年3月末時点

3. 自転車等駐車対策協議会への諮問及び答申

自転車法及びさいたま市自転車等放置防止条例に基づく「さいたま市自転車等駐車対策協議会」を開催。令和4年8月に返還手数料の改定案について諮問し、同年12月に改定案が適切である旨の答申をいただいた。

4. さいたま市自転車等放置防止条例の改正内容

返還手数料として定められている本条例第13条別表を下表のとおり改正。

(令和5年7月13日公布)

【現行】		【改正後】	
区分	費用	区分	費用
自転車	1台につき 1,000円	自転車	1台につき 2,500円
原動機付自転車	1台につき 2,000円	原動機付自転車	1台につき 4,000円

5. 今後の予定

- ・ 令和5年7月～12月 市民への周知（市報、ホームページ、現地看板等）
- ・ 令和6年1月4日 条例改正施行